

記入例

令和〇年〇月〇日

糸魚川市長

様

申請者

住所 糸魚川市一の宮1丁目2番5号

氏名 糸魚川 太郎

(法人は名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-123-4567

携帯もあれば記入

自動車置場使用許可申請書

自動車置場の使用の許可を受けたいので、裏面の使用条件に同意した上で下記のとおり申請します。

記

申請情報

1	駐車場名 (いずれかに チェックを入 れてください)	【糸魚川地域】	<input type="checkbox"/> 横町汐見	<input type="checkbox"/> 京ヶ峰第4						
		<input checked="" type="checkbox"/> 西浜	<input type="checkbox"/> 旧横町分室	<input type="checkbox"/> 一の宮						
		<input type="checkbox"/> 奴奈川	<input type="checkbox"/> 京ヶ峰第1	<input type="checkbox"/> 美山第1						
		<input type="checkbox"/> 横町県営住宅前	<input type="checkbox"/> 京ヶ峰第2	<input type="checkbox"/> 美山第2						
		<input type="checkbox"/> 横町県営住宅西	<input type="checkbox"/> 京ヶ峰第3							
		【能生地域】	<input type="checkbox"/> 白山第三	<input type="checkbox"/> 筒石第一						
		<input type="checkbox"/> 鬼伏	<input type="checkbox"/> 白山第四	<input type="checkbox"/> 筒石第二						
		<input type="checkbox"/> 鬼舞	<input type="checkbox"/> 宮の上	<input type="checkbox"/> 筒石第三						
		<input type="checkbox"/> 旭町	<input type="checkbox"/> 小泊第一	<input type="checkbox"/> 筒石第四						
		<input type="checkbox"/> 白山第一	<input type="checkbox"/> 小泊第二	<input type="checkbox"/> 筒石向ノ浜						
		<input type="checkbox"/> 白山第二	<input type="checkbox"/> 藤崎	<input type="checkbox"/> 筒石海浜						
		【青海地域】	<input type="checkbox"/> 名引							
	区画No.	No.32								
2	使用の期間	長期	令和〇年〇月〇〇日から令和〇年3月31日							
		<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (※)								
	短期	令和 年 月 日から令和 年 月 日								
3	車両番号	上越	1	2	3	あ	4	5	6	7
4	車種・車名	<input checked="" type="checkbox"/> 普通車	トヨタ プリウス							
		<input type="checkbox"/> 軽自動車								

長期利用は年度末日付で
継続に☑

※ 期間満了後も継続使用を希望する場合はチェックを入れてください。

自動車置場使用条件

- 1 糸魚川市が使用を許可した自動車置場（以下「指定区画」という。）1区画につき自動車等1台に限り駐車使用を許可する。ただし、糸魚川市が認めた場合はこの限りではない。
- 2 公用又は公共用に供するために必要が生じたとき、又は使用条件に違反したときは、使用の許可を取り消す場合がある。なお、解除によって生じた損失は補償しない。
- 3 指定区画は、第三者に転貸しないこと。
- 4 指定区画は、駐車以外の用途に使用してはならない。
- 5 指定区画は、現状のまま良好な状態で管理し、形状の変更等を行わないこと。
- 6 使用期間中において、指定区画のことで第三者との間に紛争が生じても当事者間で解決すること。
- 7 駐車中の車両に破損が生じても借受者は、いかなる名目であっても市に対し、その損害を請求できない。
- 8 指定区画の冬期間の除雪等は、借受者の責任において行い、市に対し何らの要求を行うことができない。
- 9 貸付料は、市が発行する納入通知書により、指定された場所へ指定期限までに納付すること。ただし、1か月に満たない場合で15日以上のおときは1月分とし、15日未満は日割により算出する。また、円未満は切り捨てとする。
- 10 指定区画を使用しなくなるときは、借受者はあらかじめ糸魚川市に対し書面で報告しなければならない。